

第9節

施設・区域への緊急車両等 立入に係る日米合意

(平成13年1月11日)

....Outline....

かねてより沖縄県内の施設・区域所在地方公共団体などから緊急車両等の施設・区域内の通行の実現が強く要望されていた。日米両政府は、人道上の緊急事態への対処を迅速化するとの方針の下、これらの車両等の施設・区域内通行を促進するために必要な申請等の手続について協議し、平成13年1月11日、日米合同委員会において合意がなされた。この合意は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するため、我が国の緊急車両等が施設・区域へ立入（通行）する場合の手続を定めたものである。

● 背景・経緯

施設・区域をめぐる問題の一つに日米地位協定の改定要求の問題があり、政府としては、その時々の問題に運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、運用の改善に努力していくことを基本とするとの立場で、個々の問題について、これまでも米側と協議を重ねてきたところである。

例えば、米軍が保有しているPCB含有物質を米国防省が米国に搬出する方向で手続を進めるとしたことや、起訴前の米軍人等の身柄引き渡しを実現するなど多くの実績を積み上げてきたところであり、本件についてもこの日米地位協定の運用の改善の一環として行われたものである。

● 初期の日米両政府間の協議

沖縄県など、市町村の行政区域に施設・区域が占める割合が大きい地方公共団体においては、緊急車両等の施設・区域内の通行の実現を図るよう、強い要請が政府に対して累次なされてきたところである。

これに対し、米軍は、「良き隣人」政策として、人道上の緊急事態への対処を迅速化すると考えであり、日米両政府はこれらの車両等の施設・区域内通行を促進するために必要な申請等の手続について協議を続け、平成13年1月11日、日米合同委員会において合

意するに至った。

この発端は、沖縄県、現地政府機関及び在沖米軍の各代表から構成される「三者連絡協議会」の平成11年9月の第18回会合において、稲嶺沖縄県知事から緊急車両の円滑な運用を確保し、人命救助にも貢献するため、緊急時における救急車、消防車等の施設・区域内の道路使用（特に嘉手納飛行場、普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧）の実現が提案されたことに遡る。

この提案を発端として、同年11月、在沖米軍と沖縄県との間に作業部会が設置され、同県に所在する14市町村消防本部のすべての緊急車両へのステッカーの貼付けなど種々の事項に関し、両者間で基本的な了解に達するなど協議が進捗した。

沖縄県と在沖米軍との協議の進捗状況を見た在日米軍司令部は、この問題は沖縄県だけではなく本土においても同様の所要があり得ること、また、車両に限定せず船舶や航空機も立ち入る所要もあり得ることなどから、まず、日米合同委員会において日米両政府間の包括的な合意を行い、これを踏まえて、現地レベルで個々の現地協定を締結することが適当との考えに至った。

日米両政府はこの包括的合意に係る協議を鋭意行い、平成13年1月11日、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」が日米合同委員会において合意された。

この協議において、米側は、当初から、地域社会との良好な関係を構築する観点から、自発的に日米合同委員会の合意案を作成して日本側に調整するなどその早期実現に前向きであった。

他方、米側はこの施設・区域内の通行の条件として、あらかじめ登録した車両等が一定の経路を通行することなど幾つかの項目を提案してきた。

これらは、地域社会との良好な関係の構築を重視しつつも、一方で日米安保条約の目的達成のため、施設・区域の円滑な運用の維持を確保する必要から付されたものであり、日本側は、これを高く評価した。

● 施設・区域ごとの協定の締結

この日米合同委員会の合意後、本件に関し、各防衛施設局は関係地方公共団体が提出する申請を審査し、現地米軍へ提出する役割を担うこととなり、那覇防衛施設局に対しては、施設・区域が集中している沖縄本島中部の地方公共団体などから申請が殺到した。

その中で、浦添市が牧港補給地区に関して申請していた現地実施協定が、現地米軍との間で、この日米合同委員会合意のわずか3ヶ月後の平成13年4月17日に、全国初の現地実施協定として締結された。

その後、同年7月には、読谷村がトリイ通信施設に関して申請していた現地実施協定が、また、勝連町及び与那城村からなる与勝事務組合がホワイト・ビーチ地区に関して申請し

ていた現地実施協定が、相次いでそれぞれ現地米軍との間で締結された。この間、関係地方公共団体は申請者として主体的に現地米軍と調整を行うなど、積極的に本件に取り組んだ。

しかしながら、同年9月11日、米国本土での同時多発テロ事件の発生などにより施設・区域の警備体制が強化されたことを受け、現地レベルでの協議が停滞する状況に至った。

当時関係地方公共団体等からの要請を受け、27件もの申請を現地米軍に提出していた那覇防衛施設局は、未だ3件の現地実施協定しか締結されていない状況にかんがみ、在沖米軍に対し、できる限り早期に現地実施協定の締結に応じるよう度々申入れを行った。

● 協定締結の再開

このような経過を経て、平成15年8月には、およそ2年ぶりとなる新たな現地実施協定として、沖縄市が申請していた嘉手納飛行場に関して締結され、また、同飛行場に関しては、同年9月、嘉手納町、北谷町及び読谷村からなる比謝川行政事務組合との間で、さらに、奥間レスト・センターに関して国頭地区消防組合との間でそれぞれ現地実施協定が締結されるなど進捗が見られた。中でも、平成16年6月21日に行われた、宜野湾市が申請した普天間飛行場に関する現地実施協定締結に係る署名式には、現地米軍が宜野湾市長などの地方公共団体の関係者や報道関係者などを招待するなどして、地元においても大変評価されたところである。

一方で、関係地方公共団体からの申請の中には、米側から警備上の問題や、日米合同委員会合意の趣旨である緊急時の時間短縮のための移動（いわゆる施設・区域の通り抜け）に当たらないとして不許可となるものも少なからずあったが、これらの申請者には那覇防衛施設局がその理由等を説明し理解を得ているところである。

現地実施協定の締結が積み重ねられたことにより、他の地方公共団体が締結した現地実施協定の当事者に他の地方公共団体を含めることで米側と合意し、申請そのものは取り下げるというケースなど、自由な発想に基づき現地実施協定が締結されるようもなってきた。

他方、本土においては、この日米合同委員会の合意後、しばらくの間は申請する地方公共団体は見られなかったが、平成16年3月30日に至り、相模原市が申請していた相模総合補給廠及びキャンプ座間の二つの施設・区域に関する現地実施協定が締結された。

なお、キャンプ瑞慶覧に関する現地実施協定のように多数の地方公共団体から申請がなされているものの、未だ締結されるに至っていない施設・区域もあるが、防衛施設庁としては、これらの地方公共団体の要望を踏まえつつ、現地米軍等の調整に努力していくこととしている。

以上述べたように、本件は、多数の日米地位協定の運用の改善例の中でも特異なものであり、この一連の手續に防衛施設庁、特に各防衛施設局が主要な役割を果たすこととなっ

たことは、「地元と米軍のパイプ役」を担う防衛施設庁として大きな意義を有するものである。

今後も、全国の関係地方公共団体がこの日米合同委員会の合意を活用し、施設・区域への緊急車両等の人道的立入等の現地米軍との協議が迅速に行われ、一つでも多くの現地実施協定が締結できるよう防衛施設庁としても協力していくこととしている。



現地実施協定を米軍と結んだ市町村の救急車
(撮影：長田紀作)